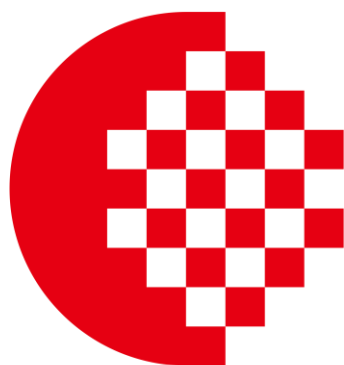


令和2年度補正予算（3号）文化芸術振興費補助金
大規模かつ質の高い文化芸術活動を核とした
アートキャラバン事業

募集案内



文化庁

Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

応募書類の提出期間

令和3年3月30日（火）～令和3年4月28日（水）（18時必着）

文化庁参事官（芸術文化担当）付

令和3年 3月

目 次

I. 事業概要	1
1. 事業の目的	1
2. 補助対象期間	1
3. 補助対象事業	1
(1) 大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）	
(2) 地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）	
4. 補助金の額	2
II. 補助対象となる事業（支援区分毎の要件等）	3
1. 大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）	3
(1) 実施計画の要件	
(2) 補助事業者	
2. 地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業	4
(地域連携型)	
(1) 実施計画の要件	
(2) 補助事業者	
【大規模公演型、地域連携型共通】	
III. 補助対象経費	6
1. 補助の対象となる経費	6
2. 補助の対象とならない経費	8
IV. 補助金の額の調整	9
1. 補助金の額の調整の考え方	
2. 補助事業者が公演等の実施を芸術団体等へ委託する場合	
3. 調整後の補助金の取扱	
V. 応募にあたっての留意事項	10
1. 応募できない活動	10
2. 他の補助金との重複について	10
3. 補助金申請（予定）額について	10
4. 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業の実施について	10
5. 応募書類の提出期間	10
6. 提出書類等	11
7. 事業に関する問合せ及び相談先	11

VI. 審査及び審査後の手続について	12
1. 審査について	12
2. 審査委員について	12
3. 審査後の手続について	13
(1) 審査結果の通知	
(2) 補助金交付申請書の提出	
(3) 実績報告書の提出	
(4) 補助金の交付	
VII. その他の留意事項等	14
1. 事業実施にあたっての留意点	14
(1) 実施計画の変更	
(2) 事業の報告	
(3) 関係書類の保管	
(4) 完了検査等	
2. 大規模かつ質の高い文化芸術活動を核とした アートキャラバン事業の名称の明記	14
3. 文化庁からの補助金の適正な使用について	15
VIII. 補助金交付までの流れ	16
IX. 各種様式	18
X. 補助金交付要綱	32

I. 事業概要

1. 事業の目的

大規模で質の高い我が国の文化芸術水準を向上させるような公演等を支援し、文化芸術の質の向上と文化芸術の重要性や魅力を発信することにより、新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、文化芸術に対する需要喚起や業界全体の活性化を図る。また、地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、文化芸術関係者の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を実施する取組を支援することにより、コロナ禍における地域の文化芸術の振興を推進することを目的とする。

2. 補助対象期間

令和3年4月1日（※1）から令和4年1月31日まで

※1 応募日以前に実施された事業についても、補助事業の趣旨に合致した公演等であることが必要です。

※2 補助事業の選定・採択は、令和3年5月下旬を予定

3. 補助対象事業

本補助事業は、以下に掲げる「大規模公演型」、「地域連携型」2つの支援区分があり、それぞれの支援区分の趣旨・目的に資する事業が補助の対象となります。支援区分毎に応募要件等が異なりますので、詳細についてはそれぞれの支援メニューをご覧ください。

(1) 大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）

※P3をご覧ください。

舞台芸術統括団体が実施する我が国の文化芸術を牽引する大規模かつ質の高い舞台芸術の公演

(2) 地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）

※P4をご覧ください。

文化芸術統括団体等が各地域の文化芸術関係団体と連携しながら実施する多種多様な文化芸術事業

4. 補助金の額

事業実施に必要な補助対象経費（P 6 参照）について補助対象経費の範囲内かつ以下の全ての条件を満たす額を予算の範囲内で補助します。

支援区分	補助金額	要件等
大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）	原則、1 補助事業当たり上限 650,000 千円	6～20 地域で実施し、 1 地域当たり 50,000 千円を上限と します。
地域の文化芸術団体との連携 によるアートキャラバン事業 （地域連携型）	943,000 千円（予算額）	20 地域以上で実施し、 1 地域当たり 50,000 千円を上限とします。

Ⅱ. 補助対象となる事業(支援区分毎の要件等)

補助対象となる事業の支援区分ごとに要件等が異なるため、注意してください。

1. 大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）

(1) 実施計画の要件

文化芸術に対する需要喚起及び業界全体の活性化に資する活動であり、以下に掲げる要件を全て満たす必要があります。

① 対象となる分野

音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の舞台芸術とします。

② 実施地域等について

・国内13地域程度（6地域以上20地域以下）。ただし、全国的な展開を求めることから、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）での補助対象となる地域数は半数以下とします。

※ 各地域の公演数の制限は設けませんが、補助金額には上限がありますので注意してください。

・原則として、応募時において実施地域における企画概要（日時、演目名、実施会場等）が明確になっている必要があります。企画概要の一部が確定していないような場合は、現在の検討状況やスケジュール等について記載してください。

・実施事業は、プロの芸術団体・芸術家に対して出演料を支払う公演とします（有料公演）。

・1地域当たりの収容客席数は概ね1,000席を超えるものとし、1地域の考え方は以下のいずれかを満たすものとします。

(ア) 市区町村で実施される1公演又は複数の公演等における実施会場の収容客席数の合計数が1,000席以上である場合

(イ) 同一都道府県内の複数の市区町村において、それぞれ1公演又は複数の公演等における実施会場の収容客席数の合計数が1,000席以上である場合

(ウ) 複数の都道府県で実施される公演等における実施会場の収容客席数の合計数が1,000席以上である場合

(2) 補助事業者

①複数の芸術団体等及び芸術家を構成員とした文化芸術の振興を目的とする法人格を有する文化芸術統括団体

②法人格を有する芸術団体を中核とした実行委員会であって、以下の条件を全て満たす者

(ア) 定款・寄附行為・規約等を有し、団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

(イ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

(ウ) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

2. 地域の文化芸術団体の連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）

(1) 実施計画の要件

文化芸術に対する需要の喚起や我が国全体の文化芸術団体のネットワークの構築、国内の文化芸術活動の活性化、地域の文化芸術団体の活性化による地域文化の振興の推進に資する事業であり、以下に掲げる要件を全て満たす事業であること。

① 実施地域等について

(ア) 20以上の地域で実施される事業であること。

※1 1地域とは都道府県を単位とする。したがって、1都道府県内の複数の市区町村で実施される場合であっても1地域とする。

※2 原則として、応募時において少なくとも20地域の企画概要（日時、演目名、実施会場など）が明確になっている必要があります。企画概要の一部が確定していないような場合は、現在の検討状況やスケジュール等について記載してください。

(イ) 各実施地域においては、地域内の芸術団体・芸術家、文化施設、文化行政担当部署等及びアマチュア文化団体等の文化芸術関係団体が連携して多種多様な文化芸術事業が実施される計画であること。（文化行政担当部署、アマチュア文化団体の参画は必須要件とはしません。）

(ウ) 実施事業は、プロの芸術団体・芸術家に対して出演料を支払う公演等の文化芸術事業とし、原則として有料とします。また、アマチュア文化団体等の公演等やワークショップ等も一部加えることも可能とします（ただし、1地域において実施される文化芸術事業の全てがアマチュア文化団体の活動とすることはできません。）。

(エ) 実施地域は、令和2年度（第1次補正予算）戦略的芸術文化創造推進事業（生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン）において実施した地域（下記参照）以外の少なくとも10地域程度を実施地域として計画がなされていること

【令和2年度第1次補正予算での実施地域】

<東北・北海道地区> 北海道、秋田県、岩手県、山形県	<関東甲信越静地区> 埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、新潟県
<中部・北陸地区> 愛知県、石川県	<近畿地区> 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県
<中国・四国地区> 鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県	<九州地区> 福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

② 地域における文化芸術活動との連携を確保した計画であること

事業を展開する地域における文化芸術活動との連携については、関係団体等を通じた呼びかけに留まることなく、広く参画する体制が構築されていること。

(2) 補助事業者

- ① 定款・寄附行為・規約等において文化芸術の振興又は舞台芸術等に係る公演・展示等の実施を主たる目的とする 法人格を有する芸術団体
- ② 法人格を有する芸術団体を中核とした実行委員会であって、以下の条件を全て満たす者
 - (ア) 定款・寄附行為・規約等に基づいて団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - (イ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - (ウ) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

【以下、大規模公演型・地域連携型共通】

Ⅲ. 補助対象経費

1. 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、以下のとおりとします。

区分	費目	内 訳
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料（※1）等
舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費等
賃金・ 旅費・ 報償費	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
	賃金・ 共済費	事務整理等賃金（※2）、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等
	旅 費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
雑役務費 消耗品費 等	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等
	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
委託費	会議費	会議費
	委託費	委託費（※3）

※1 補助対象事業における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費については、補助対象経費の企画制作料に計上できます。

※2 活動計画推進に係る業務費

活動計画全体の運営・事業推進に係る人件費等（企画制作や運営を直接担当するスタッフ人件費等）や文化芸術の重要性や魅力又は地域の特色ある文化芸術の発信により、文化芸術に対する需要の喚起や業界若しくは地域の文化芸術関係団体の活性化につながるような広報活動の充実に係る人件費等（広報に特化したスタッフ人件費等）について計上することができるものとします。

応募団体のスタッフや外部スタッフが上記業務を専従ではなく担当する場合（他の業務にも従事）には、応募時においては、当該人員の年間給与額（注）又は委託額に上記業務に従事する割合を乗じて、その額を算出してください。なお、実施後の精算においては、全体の業務と上記業務に従事する割合を勤務時間管理表など合理的に証明できる資料を提出してください。

（注）年間給与額

対象とするスタッフの令和3年度の年間給与予算額とする。ただし、その内訳としては基本給与の他、賞与、家族手当、通勤手当、社会保険料や法定福利費（事業主負担分）を含むものとし、退職手当引当金や事務的経費（事務職員経費及び会議手当等）、法定外福利厚生費等については含めないものとする。

※3 補助事業者が外部へ委託して実施する場合は、委託契約に係る経費内訳の一般管理費については、当該契約内の補助対象経費の10%まで計上できます。

○諸謝金単価表（参考）

諸謝金の単価を定めていない等の場合には、この単価表の額を参考にしてください。

	区 分	単 位	日額・件数単価	時間単価	備 考
1	会議出席謝金(A)	回・時間	22,700	11,300	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2	会議出席謝金(B)	回・時間	19,600	9,800	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
3	会議出席謝金(C)	回・時間	17,700	8,800	審議会同等の会議に適用(臨時委員クラス)
4	会議出席謝金(D)	回・時間	14,000	7,000	協力者会議等の会議出席謝金に適用する
5	座談会等出席謝金	回・時間	16,400	8,200	対談・座談会
6	講演謝金(A)	時間	-	11,300	大学学長等が専門的な講演・講義をするもの
7	講演謝金(B)	時間	-	7,900	大学教授等が専門的な講演・講義をするもの
8	特別講演謝金(A)	回	57,000	-	著名人によるワークショップの講演など
9	特別講演謝金(B)	回	35,000	-	ワークショップの講演など
10	指導・実技・実習等謝金	時間		5,100	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料に該当するもの
11	助言等謝金	時間		5,100	政策の立案等の参考になるものやコメントを述べる程度のもの
12	作業補助等労務謝金	時間		1,040	集計、会場整理等(継続2ヶ月以内)
13	作業補助等労務謝金	時間		1,040	集計、会場整理等(継続2ヶ月超)
14	司会・報告者謝金	時間		4,600	司会、報告会に対する謝礼
15	演奏謝金	時間		6,400	演奏に対する謝礼
16	審査謝金(選考会)	回・時間	14,000	7,000	討論形式による選考会、書類審査
17	審査謝金(書類審査A)	件	3,500		討論形式によらない書類審査(一般競争(総合評価落札方式)の技術審査など)
18	審査謝金(書類審査B)	件	389		討論形式によらない書類審査
19	原稿謝金(日本語A)	枚	2,500		400字。思想・文献・随想・提言等
20	原稿謝金(日本語B)	枚	2,000		400字。一般的なもの
21	原稿謝金(外国語A)	枚	5,000		200語。思想・文献・随想・提言等
22	原稿謝金(外国語B)	枚	4,000		200語。一般的なもの
23	通訳謝金(英語)	時間		10,400	
24	通訳謝金(その他)	時間		10,500	
25	翻訳謝金(和文英訳)	枚	5,700		和文→英文(200ワード)、仕上り1枚当
26	翻訳謝金(英文和訳)	枚	3,800		英文→和文(400字)、仕上り1枚当
27	翻訳謝金(その他和訳)	枚	5,200		英文以外→和文(400字)、仕上り1枚当
28	揮毫謝金	枚	150		名前、日付程度

2. 補助対象とならない経費

以下に掲げる経費は、補助対象経費として計上できません。また、外部に委託する場合においても計上できません。

○事務職員給与（1. ※2に該当するものを除く。） ○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。） ○事務機器・事務用品等の購入 ○航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等） ○ビザ取得経費 ○印紙代 ○各種手数料（振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、海外への送金手数料 等） ○委託契約に係る一般管理費（補助対象経費の10%を超える部分） ○交際費・接待費 ○手土産代 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、会議の際提供する飲料代、講演者用飲料代は可） ○施設整備費 ○備品等購入費 等

IV. 補助金の額の調整

1. 補助金の額の調整の考え方

決算時において、1公演当たりのチケット収入が事業経費を超えた場合には、その超えた差額の1/2を減額して交付するものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、1公演当たりのチケット収入が事業経費を超えた場合であっても補助金の額の調整は行いません。

- ① リアルタイムフル配信を行う事業
- ② 1地域当たりの動員人数が30,000人を超えない有料公演の事業

2. 補助事業者が公演等の実施を芸術団体等へ委託する場合

補助事業者が公演等の実施を芸術団体等へ委託（再委託等を含む。）し、補助事業者に直接収入が入らない場合であっても、当該公演等が上記1. に該当する場合は、同様の取扱いとします。

したがって、補助事業者が委託し、委託した公演等の事業が上記1. に該当した場合には、委託金額の調整を行うなど、委託契約にその旨を記載する必要があります。

3. 調整後の補助金の取扱

調整した補助金については、他の公演等へ流用することができません。

V. 応募にあたっての留意事項

1. 応募できない活動

以下の活動は原則として補助の対象とはならず、応募できません。

- ① 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- ② 慈善事業への寄附を目的として行われる事業
- ③ 文部科学省・文化庁の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動

2. 他の補助金との重複について

以下に掲げるもののうちいずれかに該当する場合は、応募はできませんので注意してください。

- ① 国の行政機関で既に採択されている補助事業（委託事業も含む）又は独立行政法人日本芸術文化振興会が行う助成事業に採択されている事業は、応募することはできません。
- ② 応募団体とは異なる主催者等が上記①に該当する場合についても、日程及び内容が同一である事業は、例え支援の対象となる経費が重複しない場合であっても応募することはできません。

3. 補助金申請（予定）額について

補助金の額は、文化庁の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望された額全てを満たすとは限りません。

4. 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、同感染症の拡大防止策を講じた上で事業を実施してください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止策の検討に当たっては、政府が公表する通知やガイドライン等も随時ご確認ください。

【新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の対応について】（内閣官房）

<https://corona.go.jp>

【新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について】（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/202000206.html

【新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口】（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

5. 応募書類の提出期間

令和3年3月30日（火）～令和3年4月28日（水）（18時必着）

6. 提出書類等

以下の書類を提出してください。なお、提出後の書類の差し替え、変更、追加等は一切認めません。

- ・令和2年度（補正予算（3号））大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業実施計画書
- ・収支予算書
- ・定款、規約

◆提出方法

大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業事務局（E-mail : artcaravan@tobutoptours.co.jp）に、電子データ（PDF 及び Excel）を提出してください。

※ PDF データを原本として扱いますので、印刷範囲が正しく設定されているか、事前に御確認ください。なお、Excel につきましては、計算式の確認等に使用させていただきます。

※ 受信後に事務局から到着確認のメールを送信します。もし、確認のメールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

◆提出に関するお問い合わせ窓口

大規模かつ質の高い文化芸術事業を核としたアートキャラバン事業事務局
（東武トップツアーズ株式会社内）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア16F
TEL : 03-6279-1317

E-mail : artcaravan@tobutoptours.co.jp

[お問い合わせ対応時間 平日 10:00~18:00]

※ 本事業は、東武トップツアーズ株式会社に応募受付等事務の一部を委託しています。

7. 事業に関する問合せ及び相談先

事業について、内容の照会や事業規模、経費等についてご相談等がある場合は、次の担当まで御連絡ください。

なお、応募者からの質問に対する回答については、全ての応募者に等しく周知します。

（1）大規模公演型

文化庁参事官（芸術文化担当）付舞台芸術係

TEL : 03-6734-2081（直通）

（2）地域連携型

文化庁参事官（芸術文化担当）付

新文化芸術創造活動推進室 国際発信拠点担当

TEL : 03-6734-2836（直通）

VI. 審査及び審査後の手続きについて

1. 審査について

提出された書類を基に外部有識者による審査委員会の審査を行い、採否を決定します。審査は、実施計画の内容、事業の実施方法等について、以下に掲げる審査の視点により総合的に評価します。

<審査の視点>

【大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）】

- 事業計画が本事業の目的に沿った内容であるか。
- 事業の目標・計画が具体的に設定されており、事業推進の方法、内容等の適正性・効率性が優れているか。
- 計画している舞台公演が、各業界（分野）において質の高いものとなっているか。
- 計画に対して妥当な収入及び支出が計上されているか。
- 事業計画が我が国における文化芸術に対する需要の喚起につながり、業界（分野）全体の活性化につながることを期待できるか。

【地域の文化芸術団体の連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）】

- 事業計画が本事業の目的に沿った内容であるか。
- 事業の目標・計画が具体的に設定されており、事業推進の方法、内容等の適正性・効率性が優れているか。
- 事業展開を予定する地域のニーズについて、地方自治体とも連携するなど適切な方法で把握を行い、反映されているか。
- 計画に対して妥当な収入及び支出が計上されているか。
- 実施地域において文化芸術に対する需要の喚起につながり、実施地域の文化関係団体間の新たなネットワークの構築につながるなど、文化芸術関係団体の活性化につながる取り組みであるか。

2. 審査委員について

審査委員の遵守事項

ア 利害関係者の排除

申請された事業内容と利害関係がある審査委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることはできません。

イ 利害関係の範囲

- ① 審査委員が申請する団体に所属している場合
- ② 審査委員が申請する団体等から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ③ 審査委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

(技術審査委員が申請する団体において外部有識者として関与しているなど、中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等)

ウ 秘密保持

審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、審査委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければなりません。

3. 審査後の手続について

(1) 審査結果の通知

応募された実施計画の審査結果については、採否にかかわらず、令和3年5月下旬（予定）に文書により通知します。

(2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた補助事業者が、これを受諾した場合には、補助金交付申請書を所定の期間内に文化庁へ提出していただく必要があります。

文化庁は、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、補助事業者へ通知します。

(3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。

(4) 補助金の交付

文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、補助事業者に通知し、補助金を交付します。

Ⅶ. その他の留意事項等

1. 事業実施にあたっての留意点

(1) 実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は、文化庁に速やかに報告してください。

(2) 事業の報告

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、事業完了後、実績報告書等を提出していただきます。実績報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

なお、実績報告書において、実績が計画と著しく異なる効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(3) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び収入支出に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 完了検査等

①事業完了後、文化庁の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地検査をする場合があります。

②本補助事業は、会計実地検査の対象事業であり、会計検査院から指示があった場合には、実地検査に協力していただく必要があります。

③上記検査で不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に交付した補助金について国庫に返還を命ずることがありますので、適切な事業実施に努めてください。

2. 大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業の名称の明記

採択された補助事業者及び当該補助事業者からの委託等による事業実施者は、事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に「文化庁 大規模かつ質の高い文化芸術活動によるアートキャラバン事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示してください。

<表示例>



文化庁 大規模かつ質の高い文化芸術活動を核とした
アートキャラバン事業

※ 英語表記

Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

3. 文化庁からの補助金の適正な使用について

芸術文化に係る補助金等をめぐりこれまで不正行為が度々行われたことは極めて遺憾であり、このことは国の芸術文化行政に対する国民の信頼を損ないかねない重大な問題です。

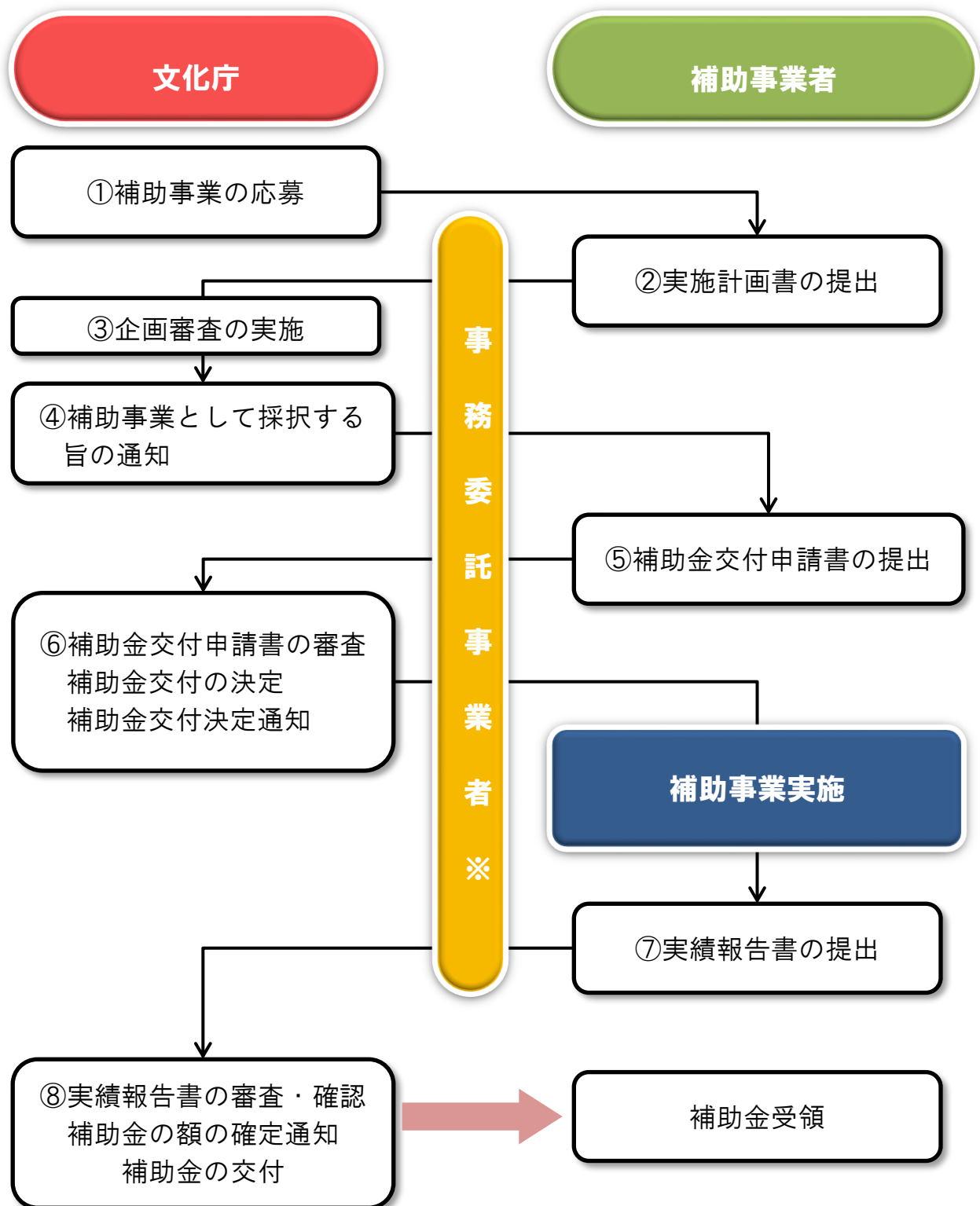
補助事業の執行にあたっては、補助金の適正な使用方法を改めて徹底するとともに、管理運営の適正化、事務処理体制の整備、関係者の意識向上等を行うことが必須となります。

不正行為があった場合は、以後の補助金の応募制限を行う等、厳正な対応を行います。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/hojokin/pdf/hojyokin_fuseiboushi_matome.pdf

VIII. 補助金交付までの流れ



※ 本事業は、東武トップツアーズ株式会社に応募受付等事務の一部を委託しています。

項 目	内 容
① 補助事業の応募	文化庁は、文化芸術振興費補助金の交付の対象となる事業について募集します。
② 実施計画書の提出	補助金の交付を希望する補助事業者は、実施計画書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
③ 企画審査の実施	文化庁は、外部有識者による審査委員の審査を経て、補助金の交付の対象となる事業及び交付しようとする補助金の額を決定します。
④ 補助事業として採択する旨の通知	文化庁は、③の決定について、令和3年5月下旬（予定）に、実施計画書を提出した補助事業者へ通知します。なお、不採択となった団体にも同時に審査結果を通知します。
⑤ 補助金交付申請書の提出	補助事業者として採択する旨の通知を受けた補助事業者は、これを受諾した場合、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑥ 補助金交付申請書の審査 補助金交付の決定 補助金交付決定通知	文化庁は申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した補助事業者へ通知します。
⑦ 実績報告書の提出	補助金交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑧ 実績報告書の審査・確認 補助金の額の確定通知 補助金の交付	文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、舞台芸術統括団体等に通知し、補助金を交付します。

IX. 各種様式

大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業 実施計画書

応募団体名

代表者職・氏名

担当部署

担当者職・氏名

所在地 (〒 -)

※支援区分ごとに様式が異なります
のでご注意ください。

TEL / FAX

E-mail

支援区分	大規模公演型
1. 実施計画の名称	
2. 実施計画の期間	
3. 実施計画の趣旨・目的	
4. 実施事業の効果・目標及び検証方法	
(効果・目標)	
(検証方法)	

5. 実施計画の概要					
6. 応募団体の概要					
団体設立年月日	年 月	法人設立年月	年 月	法人番号	
組 織	役職員		団体構成員及び加入条件等		
沿 革					
目 的					
事業実績					
実行委員会の場合	中核となる芸術団体:				
※定款、規約(実行委員会の場合)を添付すること					

※支援区分ごとに様式が異なりますのでご注意ください

支援区分	大規模公演型
------	--------

7. 各地域の実施計画

地域番号①						
企画 番号	団体名		事業名(公演名)	事業内容(日時、演目、出演者等)		
	実施時期	実施回数	実施場所	実施会場	収容客席数 (キャパシティ)	総参加人数
1	団体名		事業名(公演名)	事業内容(日時、演目、出演者等)		
	実施時期	実施回数	実施場所	実施会場	収容客席数 (キャパシティ)	総参加人数
2	団体名		事業名(公演名)	事業内容(日時、演目、出演者等)		
	実施時期	実施回数	実施場所	実施会場	収容客席数 (キャパシティ)	総参加人数
3	団体名		事業名(公演名)	事業内容(日時、演目、出演者等)		
	実施時期	実施回数	実施場所	実施会場	収容客席数 (キャパシティ)	総参加人数
					収容客席数 (キャパシティ)	参加人数
					総数	

【収支予算書】

(収入の部)

(単位:円)

区 分		予定額	備考
申請者自己負担額		0	
共催者等負担金		0	
自己 収入	寄附金・協賛金	0	
	補助金・助成金	0	
	チケット収入	0	
	その他	0	
	自己収入計	0	
小 計(A)		0	
国庫補助額		0	
合 計(B)		0	

(支出の部)

(単位:円)

	区分	細目	予定額	備考	
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0		
		音楽費	0		
		文芸費	0		
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0		
		作品借料	0		
		上映費	0		
		会場費	0		
		運搬費	0		
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	0		
		旅費	0		
		報償費	0		
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0		
		消耗品費	0		
		通信費	0		
		会議費	0		
	委託費		委託費		
	小 計(C)			0	
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額			0		
補助対象経費計(D)			0		
補助対象外経費(E)			0		
合 計(F)			0		

【内訳書1】
(収入の部)

(単位:円)

区 分	地域番号	1				共通経費	予算額 合計
	内訳書	2-1				2-21	
	実施エリア						
	企画番号	1	2	3	総数		
	収容客席数	0	0	0	席		
申請者自己負担金						0	0
共催者等負担金						0	0
自己 収入	寄附金・協賛金					0	0
	補助金・助成金					0	0
	チケット収入					0	0
	その他					0	0
	自己収入計					0	0
小 計(A)						0	0
国庫補助額(計算値)						0	0
合 計(B)		0	0	0	0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

区 分	地域番号	1				共通経費	予算額 合計	
	内訳書	2-1				2-21		
	実施エリア							
	企画番号	1	2	3	総数			
	収容客席数	0	0	0	席			
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費				0	0	0
		音楽費				0	0	0
		文芸費				0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費				0	0	0
		作品借料				0	0	0
		上映費				0	0	0
		会場費				0	0	0
		運搬費				0	0	0
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費				0	0	0
		旅費				0	0	0
		報償費				0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費				0	0	0
		消耗品費				0	0	0
		通信費				0	0	0
		会議費				0	0	0
	委託費	委託費				0	0	0
	小 計(C)					0	0	0
消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額					0	0	0	
補助対象経費計(D)					0	0	0	
補助対象外経費(E)					0	0	0	
合 計(F)					0	0	0	

【内訳書2】

2-1	実施エリア	
-----	-------	--

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計	国庫補助額計
0	0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

企画番号	団体名	企画名	No	区分	費目	内 訳	(単価) × (数量) (単位) × (数量) (単位) + (調整額) = (金額)				補助 対象外	
1			1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
2			1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
3			1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									

【内訳書2】

2-1	実施エリア	
-----	-------	--

収入合計

(収入の部)

(単位:円)

企画番号	団体名	事業名称 (公演名)	No	区分	内 訳	(単価) × (数量) (単位) × (数量) (単位) + (調整額) = (金額)					
1			1								
			2								
			3								
			4								
			5								
			6								
			7								
			8								
			9								
			10								
2			1								
			2								
			3								
			4								
			5								
			6								
			7								
			8								
			9								
			10								
3			1								
			2								
			3								
			4								
			5								
			6								
			7								
			8								
			9								
			10								

【内訳書2】

2-	共通経費
----	------

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計	国庫補助額計
0	0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No	区分	費目	内 訳	(単価)	× (数量)	(単位)	× (数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												

大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業 実施計画書

応募団体名 _____
 代表者職・氏名 _____
 担当部署 _____
 担当者職・氏名 _____
 所在地 (〒 -) _____

 TEL _____ / FAX _____
 E-mail _____

※支援区分ごとに様式が異なります
 のでご注意ください。

支援区分	地域連携型
1. 実施計画の名称	
2. 実施計画の期間	
3. 実施計画の趣旨・目的	
4. 実施事業の効果・目標及び検証方法	
(効果・目標)	
(検証方法)	

5. 実施計画の概要					
6. 応募団体の概要					
団体設立年月日	年	月	法人設立年月	年	月
	法人番号				
組 織	役職員		団体構成員及び加入条件等		
沿 革					
目 的					
事業実績					
実行委員会の場合	中核となる芸術団体：				
※定款、規約(実行委員会の場合)を添付すること					

※支援区分ごとに様式が異なりますのでご注意ください

支援区分

地域連携型

7. 各地域の実施計画

地域番号①

開催地	事業名称	開催時期	参加人数

運営体制

事業概要

【計画の詳細】

企画番号	企画名	企画主催団体名	企画内容	
1				
	開催日時	会場・場所	参加人数	主な出演者／団体
2	企画名	企画主催団体名	企画内容	
	開催日時	会場・場所	参加人数	主な出演者／団体
3	企画名	企画主催団体名	企画内容	
	開催日時	会場・場所	参加人数	主な出演者／団体

【収支予算書】

(収入の部)

(単位:円)

区 分		予定額	備考
申請者自己負担額		0	
共催者等負担金		0	
自己 収入	寄附金・協賛金	0	
	補助金・助成金	0	
	チケット収入	0	
	その他	0	
	自己収入計	0	
小 計(A)		0	
国庫補助額		0	
合 計(B)		0	

(支出の部)

(単位:円)

区分	細目	予定額	備考	
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	
		音楽費	0	
		文芸費	0	
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	0	
		作品借料	0	
		上映費	0	
		会場費	0	
		運搬費	0	
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	0	
		旅費	0	
		報償費	0	
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	0	
		消耗品費	0	
		通信費	0	
		会議費	0	
	委託費	委託費		
	小 計(C)		0	
	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額		0	
	補助対象経費計(D)		0	
	補助対象外経費(E)		0	
合 計(F)		0		

【内訳書1】

(収入の部)

(単位:円)

区分	地域番号	1				共通経費	予算額 合計
	内訳書	2-1				2-21	
	実施エリア						
	企画番号	1	2	3	総数		
申請者自己負担金						0	0
共催者等負担金						0	0
自己 収入	寄附金・協賛金					0	0
	補助金・助成金					0	0
	チケット収入					0	0
	その他					0	0
	自己収入計					0	0
小計(A)						0	0
国庫補助額(計算値)						0	0
合計(B)		0	0	0	0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

区分	地域番号	1				共通経費	予算額 合計	
	内訳書	2-1				2-21		
	実施エリア							
	企画番号	1	2	3	総数			
補助 対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費					0	0
		音楽費					0	0
		文芸費					0	0
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費					0	0
		作品借料					0	0
		上映費					0	0
		会場費					0	0
		運搬費					0	0
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費					0	0
		旅費					0	0
		報償費					0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費					0	0
		消耗品費					0	0
		通信費					0	0
		会議費					0	0
	委託費	委託費					0	0
	小計(C)						0	0
	消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額						0	0
	補助対象経費計(D)						0	0
	補助対象外経費(E)						0	0
合計(F)						0	0	

【内訳書2】

2-1	実施エリア	
-----	-------	--

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計	国庫補助額計
0	0	0	0

(支出の部) (単位:円)

企画番号	団体名	企画名	No	区分	費目	内 訳	× (数量)		× (数量)		+	(調整額)	=	(金額)
							(単価)	(単位)	(単価)	(単位)				
1			1											
			2											
			3											
			4											
			5											
			6											
			7											
			8											
			9											
			10											
2			1											
			2											
			3											
			4											
			5											
			6											
			7											
			8											
			9											
			10											
3			1											
			2											
			3											
			4											
			5											
			6											
			7											
			8											
			9											
			10											

【内訳書2】

2-1	実施エリア	
-----	-------	--

収入合計

(収入の部) (単位:円)

企画番号	団体名	事業名称 (公費名)	No	区分	内 訳	× (数量)		× (数量)		+	(調整額)	=	(金額)
						(単価)	(単位)	(単価)	(単位)				
1			1										
			2										
			3										
			4										
			5										
			6										
			7										
			8										
			9										
			10										
2			1										
			2										
			3										
			4										
			5										
			6										
			7										
			8										
			9										
			10										
3			1										
			2										
			3										
			4										
			5										
			6										
			7										
			8										
			9										
			10										

【内訳書2】

2-	共通経費
----	------

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計	国庫補助額計
0	0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No	区分	費目	内 訳	(単価)	× (数量)	(単位)	× (数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(全額)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												

X. 補助金交付要綱

文化芸術振興費補助金（大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート
キャラバン事業）交付要綱

令和 3 年 3 月 2 4 日
文化庁長官決定

（通則）

第 1 条 文化芸術振興費補助金（大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるものの他、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、大規模で質の高い我が国の文化芸術水準を向上させるような公演等を支援し、文化芸術の質の向上と文化芸術の重要性や魅力を発信することにより、新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、需要喚起や業界全体の活性化を図る。また、地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、文化芸術関係者の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を実施する取組を支援することにより、コロナ禍における地域の文化芸術の振興を推進することを目的とする。

（交付の対象となる者及び事業）

第 3 条 文化庁長官は、別表 1 の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文化庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表 1 の補助事業者の欄に掲げる者とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助対象経費の区分及び補助金の額は、別表 2 のとおりとする。

（申請の手続）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式 1）及び銀行口座情報（様式 2）を別に定める期限までに文化庁長官に提出しなければならない。
2 補助金の交付の申請をしようとする者は、第 1 項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2

26号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 文化庁長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式3)を補助事業者に送付するものとする。

2 補助金交付申請書が文化庁長官に到達してから交付の決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請の取下げ書(様式4)を文化庁長官に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式5)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる経費な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

(2) 補助対象経費の総額の20%以内の変更である場合

2 文化庁長官は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承

認申請書（様式6）を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消等）

第11条 文化庁長官は、前条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合は、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく文化庁長官の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適當な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定により第6条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文化庁長官は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由により補助金の交付の決定を取消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（事業遅延の届出）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届（様式7）を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日（補助事業の中止・廃止の承認を受けた場合は当該承認の日）から30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書（様式8）に係る書類を添えて文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限については、文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書において、第5条第2項の定めにより設置した

目標に対する成果を報告し、事業の改善に活用しなければならない。

- 5 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 文化庁長官は、前条の規定による補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）した場合における実績報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式9）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 文化庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還については、第11条第4項の規定を準用する。

(補助金の支払)

- 第15条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(状況報告及び調査)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書（様式10）を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式11）を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、必要に応じて当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第11条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

別表1（第3条1項乃至2項関係）

補助事業	補助事業者
<p>（1）大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、芸術団体等が行う大規模かつ質の高い我が国の文化芸術水準の向上に寄与する一定数の地域で実施する文化芸術事業であって、文化芸術の質の向上と文化芸術の重要性や魅力を発信することにより文化芸術事業に対する需要喚起や業界全体の活性化に資するもの。</p>	<p>複数の芸術団体を構成員とする統括団体又は芸術団体を中核とした実行委員会</p>
<p>（2）地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、地域の芸術団体・芸術家を中心として文化芸術関係団体が連携し多種多様な文化芸術事業を展開することにより地域の文化振興を推進するとともに、文化芸術事業に対する需要喚起や地域の文化芸術関係団体の活性化に資するもの。</p>	<p>芸術団体若しくは複数の芸術団体を構成員とする統括団体又は芸術団体を中核とした実行委員会</p>

別表2（第4条関係）

補助対象経費			補助金の額
区分	費目	内 訳	
出演・音楽・ 文芸費	出演費	指揮料，演奏料，ソリスト料，合唱料，舞踊家・俳優等出演料，エキストラ料，助演料等	予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内とし，補助対象事業の内容及びその補助対象経費を審査の上，文化庁長官が決定する。
	音楽費	作曲料，編曲料，作詞料，訳詞料，音楽制作料，音楽編集料，コレペティ料，調律料，楽器借料，楽譜借料，写譜料，楽譜制作料等	
	文芸費	演出料，監修料，振付料，舞台監督料，音響・照明プラン料，演出等助手料，著作権使用料，舞台美術・衣装等デザイン料，脚本料，翻訳料，字幕制作費，原稿料，原作料，企画制作料等	
舞台・会場・ 設営費等	舞台費	大道具費，小道具費，衣装費，かつら費，メイク費，照明費，音響費，字幕費，舞台スタッフ費，機材借料，舞台設営費等	
	作品借料	作品借料，作品保険料等	
	上映費	上映費，映写機材借料，映写技師謝金，同時通訳関連機器借料等	
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む），会場設営費，会場撤去費等	
	運搬費	道具運搬費，楽器運搬費，作品運搬費等	
賃金・旅費・ 報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金，会場整理等賃金，作業員賃金，労災保険料等	
	旅 費	国際航空賃，国内交通費，宿泊費，日当等	
	報償費	講師等謝金，原稿執筆謝金，会議出席謝金，指導謝金等	
雑役務費・消 耗品費等	雑役務費	広告宣伝費，入場券等販売手数料，立看板費，印刷製本費，借料及び損料，傷害保険料，請負費等	
	消耗品費	消耗品費	
	通信費	通信費，郵送料	
	会議費	会議費	
委託費	委託費	委託費	

様式1(第5条関係)

第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
所在地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート
キャラバン事業)交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30
年法律第179号)第5条及び文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたア
ートキャラバン事業)交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

※事業内容に応じて、その他必要な書類を添付すること。

様式2 (第5条関係)

住所	_____
〒	_____
名称	_____
代表者役職名、氏名	_____

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)			
カナ口座名義 <small>※通帳に記載されているカナ口座名義を記入</small>		_____	
ゆうちょ銀行以外の金融機関			
金融機関名	_____	支店名	_____
金融機関コード <small>※"0"を省略せずに必ず4桁で記入</small>	_____	店舗コード <small>※"0"を省略せずに必ず3桁で記入</small>	_____
預金種別 <small>※普通預金、当座預金、別段預金のいずれかを記入</small>	_____	口座番号 <small>※必ず7桁で記入。7桁未満の場合は、頭に"0"を付けて7桁にすること。</small>	_____
ゆうちょ銀行(通帳に記載されている 記号5桁 及び 番号8桁 を記入)			
例) 記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要)			
番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)			
ゆうちょ銀行	記号	1	0
	番号	_____ 1	
<small>※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8桁にすること。</small>			

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名、氏名	_____
電話番号	_____
メールアドレス	_____

※2注意 契約書・補助金交付申請書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項及び第8条並びに文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

文化庁長官

記

1. この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は(下記のとおり修正するほか)申請書に記載された事業計画とする。
2. 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

交付要綱第14条に定める補助金の額の確定額は、第2項の配分された補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)の総額(以下、「実支出額の総額」という。),又は補助金の額(金額が変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の1月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の規定に従わなければならない。様式4(第7条関係)

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート
キャラバン事業)交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度文化芸術振興費
補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)について、補助金等に係
る予算の執行の適正化に関する法律第9条及び文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸
術活動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付の申請を下記
のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 令和 年 月 日
2. 補助金の交付の申請の取り下げを希望する理由

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート
キャラバン事業)計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のと
おり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文
化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

記

事業の名称	
変更する理由	
変更となる内容	

(注) 該当部分について、変更前、変更後の金額を確認できる資料(収支予算書等)を添付すること。

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート
キャラバン事業)補助事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のと
おり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活
動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

事業の名称	
中止・廃止をする理由	
事業の実施状況	

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート
キャラバン事業)補助事業遅延届

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のと
おり所定の期間内に終わることが困難となりましたので、文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い
文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

事業の名称	
遅延する理由	
事業の実施状況	

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート
キャラバン事業)実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記の事業の実績について、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条及び文化芸術振興費補助金(大規模かつ
質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱第13条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

事業の名称	
補助事業の実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

添付書類

- (1)収支決算書
- (2)支出証拠書類(契約書, 領収証等)
- (3)その他

令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアート
キャラバン事業)額の確定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の
執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条及び文化芸術振興費補助金(大規模か
つ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱第14条の規定に基づき、下記のと
おり額を確定します。

令和 年 月 日

文化庁長官

記

確定額 円

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

補助事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受け施行中の補助事業について、文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日(予定)	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費 の状況	予算額 円	支出済額 円
	備考	

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

令和 年度文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)に係る消費税等仕入控除額確定報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、文化芸術振興費補助金(大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業)交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助金の額(交付要綱第14条第1項による額の確定額)	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円